

2019年度DRP検討委員会  
第1回会議 議事録 (案)

日時： 2019年7月26日(金) 9:05～11:58  
場所： JPNIC 会議室

1. 議題

1. 2019年度活動方針について
2. その他

2. 資料

- 資料1 2019年度DRP検討委員会の検討課題リスト(案)
- 資料2 2016年度DRP検討委員会最終答申
- 資料3 2018年度DRP検討委員会報告書
- 資料4 2019年度DRP検討委員会設置とDRP検討委員会委員長及びメンバー選任の件
- 資料5-1 JPドメイン名紛争処理業務電子化に関する調査結果
- 資料5-2 JPドメイン名紛争処理業務電子化に向けたクラウドファイル管理システム試用報告書
- 
- 参考資料1-1 「MOOMIN.JP」に関するこれまでの経緯
- 参考資料1-2 3月26日(火)JPRSよりJIPACおよびJPNICへの公売の経緯説明MTGにおいて共有された検討課題について
- 参考資料2 シンポジウム「ドメイン名紛争のガバナンス ～JP-DRPの現状と課題」

### 3. 出席者(50 音順)(敬称略)

	氏名	所属
DRP 検討委員会 委員長	井上 葵	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士
DRP 検討委員会 委員	卜部 晃史	弁護士法人 瓜生・糸賀 法律事務所 弁護士
DRP 検討委員会 委員	早川 吉尚	立教大学 教授/弁護士
DRP 検討委員会 委員	山口 裕司	大野総合法律事務所 弁護士
担当理事	曾根 秀昭	JPNIC 常務理事 DRP 担当

JPNIC 事務局：前村 昌紀、藏増 明日香、林 宏信

### 4. 議事

10 時 05 分に 2019 年度 DRP 検討委員会委員長井上氏により開会された。

#### 1. 2019 年度活動方針について

資料 1 に基づき、各検討課題および 2019 年度活動方針について検討を行った。

##### 1-1. UDRP と JP-DRP との差異について

- 差異の整理を行い、検討委員会にて検討を行うこととする。それ程多くの差異がある訳ではないと思われるため、差異が生じているポイントに関する検討については 1 回の会議で検討は終了するものと見込まれる。
- ただし、手続きの電子化に関連して改定が必要となる可能性がある箇所と、その他、UDRP と JP-DRP との差異に関連して改定が必要となる可能性がある箇所については、別に検討した方が良い。手続きの電子化については、実際のシステムやフローの確認が必要。このため、手続電子化に関連する規則改定は今年度では難しい。
- 手続電子化以外に関する改定は、もし必要があった場合、今年度中に行うこととし、手続電子化に関連する改定は次年度。施行時期を決めたり、電子化された手続きについて研修を行う等も必要になるため、調整が必要。
- UDRP と JP-DRP との差異については、事務局が差異に関する資料を次回会議までに作成する。

##### 1-2. シンポジウム、研修会等の開催について

- 現在、裁判所の手続きも IT 化の検討が進められている。内閣官房が新たに ODR (Online Dispute Resolution) の検討を進めており、法務省や日弁連も IT 化を検討している。裁判所の IT 化以外にも、ADR におけるオンラインの活用の検討も進められているが、反対意見もあり、進捗は芳しくはない。ただし、IT を利用した

紛争処理における手続電子化は世界的な流れであり、今や例えば eBay におけるオンラインの紛争処理の件数は年間 6000 万件にも上り、これは全米の裁判所における訴訟の数よりも多い。反対意見があっても、今後、手続きの電子化への移行は確実に進むものと思われる。

- このため、DRP における手続電子化は、時勢に適う話題であり、シンポジウム等で取り上げる課題として適切なものであり、DRP における手続きの電子化は他の紛争処理手続きへの例示ともなるとと思われる。
- 2020 年 3 月に、虎ノ門に国際仲裁の審問等に使用できる専用の施設が開設する。こちらの施設を予約し、2020 年 7 月 10 日（金）に DRP をテーマとするシンポジウムを開催するものとする。終日のシンポジウムを予定し、セッションを 3 つ程設ける。後援団体を募る。プログラムの原案の作成や、後援団体の候補リスト作り等を順次開始する。

#### 1-3. 手続きの電子化について

- 電子化のシステムやフローの確認等は JPNIC 主導で進める。
- 山口委員が、手続電子化を想定した JP-DRP 手続規則の改定案を作成中であるため、山口委員および JPNIC で確認し、改定を想定した改定案作りを進める。

#### 1-4. ドメイン名の差押えについて

- DRP において、紛争対象となっているドメイン名に差押えを受けた場合の扱い（DRP に基づく手続きと、差押え/差押え後の権利の移転/換価手続のどちらが優先することになるか）に関する定めがない。（JPRS）
- 差押えを行った者の扱いはどうなるか。民法 177 条における（差押債権者は、いわゆる善意の第三者にあたると言えるのか？との）論点と類似の議論になるか。
- 例えば不動産の場合であれば、購入し（金を払い）権利を手に入れたが、その旨の登記（移転登記）を行う前に差押えをかけられてしまった場合、差押えの債権者は善意の第三者なので対抗できないということになる。類似する扱いと考えるのであれば、紛争対象のドメイン名の差押債権者は善意の第三者ということになる。また、ドメイン名について自身の権利を主張する者（DRP の申立人）にも長らくそうした外観（自身に権利があると考えたドメイン名を無関係の者が登録している状態）を放置していた落ち度があるとも言えるものであり、不実の外観を放置していたとなれば、差押えられてドメイン名に関する権利が第三者に渡っても、やむを得ないのではないか。

- しかし、不動産等の場合は、同じ不動産等が一つしかないが、ドメイン名については全 TLD において自身の名称等に関連する文字列を登録しておくことは不可能だ。全 TLD において自身の名称等に関連する文字列を登録しておかなかったからと言って、不動産等の登記における不実の外観の長期間にわたる放置のケースと類似と考えることは難しいのではないか。そもそも、類似性があると言えるか否かも疑問である。
- 国税当局による差押えにおいては、差押債権者に不正の目的があるか否かは全く無関係に、不正な権利者（ドメイン名の登録者）が債務超過状態にあるか否かが差押えのメルクマールとなる。裁判所の手続きが DRP の手続きに優先するのは、あくまでも、裁判所が不正競争防止法違反や商標権の侵害といった類似の要素を判断するからである。差押えの手続きを優先するとなると、DRP の制度の趣旨が貫徹しないように思う。また、同ドメイン名について権利を主張する者がすぐに動いても差押えが先行することはある。
- 他の DRP における紛争処理システムにおいて、手続きが係属中のドメイン名が差押えを受けた場合の扱いについて、確認する。

## 2. 2019 年度第 2 回検討委員会の日程について

次回、2019 年度 DRP 検討委員会を 10 月 3 日（木）10 時-12 時に開催することとなった。

## 3. その他

以上をもってすべての議事の検討が終了したため、会議は DRP 検討委員会委員長の井上氏により 11 時 58 分に閉会された。

以上